

請求書カード払い協会の概要

2025年12月時点

請求書カード払い協会

請求書カード払いとは

「請求書カード払い（BIPS : Business Invoice Payment Service）」とは、

事業性取引（B2B取引）において、請求書カード払い事業者（BIPS事業者）がバイヤー（買い手）からの委託を受け、サプライヤー（売り手）が発行する請求書等に基づき、サプライヤーへの支払いを代行するとともに、キャッシュレス決済手段に寄る支払いをバイヤーから受けることをもってバイヤーのサプライヤーに対する金銭債務の解消に係る手続きを実行するサービスをいいます。

請求書カード払いの概要



BIPS事業者：アクワイアラとBIPSの提供を前提とした加盟店契約を締結し、かつ、顧客とBIPS利用契約を締結することで、BIPSを業として行う者

ガイドラインについて

本協会の主たる業務の1つは、請求書カード払いガイドラインの管理です。

ガイドラインは、自主規制的側面を持ち、安全・安心な請求書カード払いを実現します。

ガイドラインの概要

総則

- ・本ガイドラインにおける文言の定義等
- ・本ガイドラインの範囲（サプライヤーの委託による債権回収業務は含まない）

BIPS事業者

- ・BIPS事業者は、本協会への登録を必須とし、登録事業者を協会が公表することで、BIPSを利用するバイヤー等に対する情報提供を行う
- ・バイヤーは国内の法人もしくは個人事業主であることが求められる
- ・サプライヤーは国内の法人もしくは個人であることが求められる
- ・BIPS事業者は、バイヤー等の申込に関する真正性を確認することが求められる
- ・BIPS事業者は、取引の記録及びその保存義務が求められる
- ・BIPS事業者によるサプライヤーへの債務支払は、銀行振込に限定される
- ・BIPS事業者は、反社会的勢力との関係を排除しなくてはならない
- ・BIPS事業者は、バイヤーに対し、担保等の保証を求めてはならない
- ・BIPS事業者は、バイヤー等に対する適切な情報提供を行わなくてはならない
- ・BIPS事業者は、苦情処理態勢を構築しなくてはならない

アクワイアラ

- ・アクワイアラは、本協会に登録のない者とBIPS事業者としての加盟店契約を締結してはならない
- ・アクワイアラは、不当なBIPS事業者について、独自に加盟店契約の解除を検討しなくてはならない

イシュア

- ・イシュアは、BIPS事業者がサプライヤーへの債務支払を履行できない状況になった場合に、カード会員であるバイヤーに対し、支払額を返金しなくてはならない

登録機関（本協会）

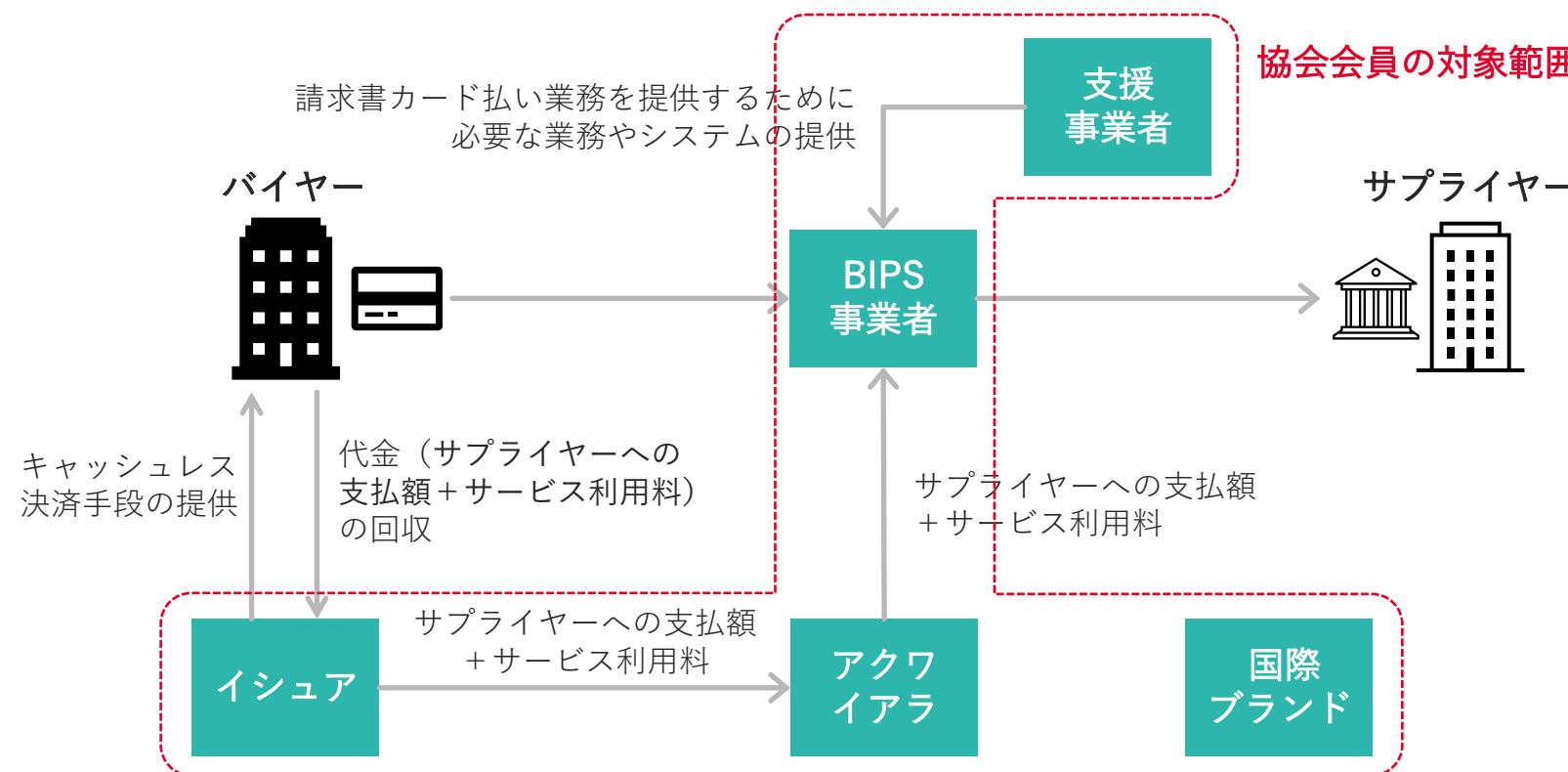
- ・登録機関は、BIPS事業者の申請に基づき、BIPS事業者としての登録を行い、これを公表する
- ・登録機関は、BIPS事業者においてガイドラインの逸脱等が認められた場合、登録の抹消を行うことができる
- ・（将来的に）BIPSの不正利用情報（不正なバイヤー、サプライヤーに関する情報等）を共有するための措置を講ずる

※ガイドラインの運用における解釈基準として、別途運用指針を作成、提供します。

請求書カード払い協会とは

本協会は、請求書カード払いが事業性取引におけるキャッシュレス利用の普及において有する重要な役割を踏まえ、請求書カード払いの提供に関する事業者において、自治の精神に基づき、遵守すべき事項を自ら定め自らを律することで、安全・安心な取引を実現することで、我が国における事業性取引の安定的な決済環境の創出・維持に貢献することを目的に設立いたしました。

請求書カード払いを実現する仕組み



会員構成及び会費等

本協会には7つの会員区分を設定しています。賛助会員と特別会員を除く5種の会員は、1社につき1の総会議決権を有することとします。

BIPS会員

- BIPS事業者
- 入会金：10万円（非課税）※¹
- 年会費：2万円（非課税）／月※²

支援事業者会員※³

- BIPS事業者に業務やシステムの提供等を行なう事業者を対象
- 入会金：10万円（非課税）※¹
- 年会費：2万円（非課税）／月※²

国際ブランド会員

- 国際ブランドを対象
- 入会金：10万円（非課税）※¹
- 年会費：無料

賛助会員

- 財政的支援を目的に入会いただける方
- 入会金：無料
- 年会費：10万円（非課税）を1口とし、1口以上※²

準BIPS会員

- BIPS事業の実施を検討している者
- 入会金：10万円（非課税）※¹
- 年会費：2万円（非課税）／月※²

決済事業者会員

- イシュア及びアクワイアラを対象
- 入会金：10万円（非課税）※¹
- 年会費：無料

上記5会員は総会議決権あり

特別会員

- 理事会により個別に認められた方
- 主に、業界団体等を想定
- 入会金、年会費：無料

会員区分に応じて活動（権利、役割等含め）が異なる場合があります。
そのため、ご入会いただく際は、自社が該当する全ての区分でお申し込みください。
ただし、会費等は以下の順で適合する主となる会員区分を定め、
当該会員区分に基づき、会費等の算定、議決権の行使について決定※⁴いたします。

BIPS会員 > 準BIPS会員 > 支援事業者会員 > 国際ブランド会員 > 決済事業者会員

※¹：キャッシュレス推進協議会会員の場合は、入会金免除

※²：各年度の初回会費請求時に、一括して請求

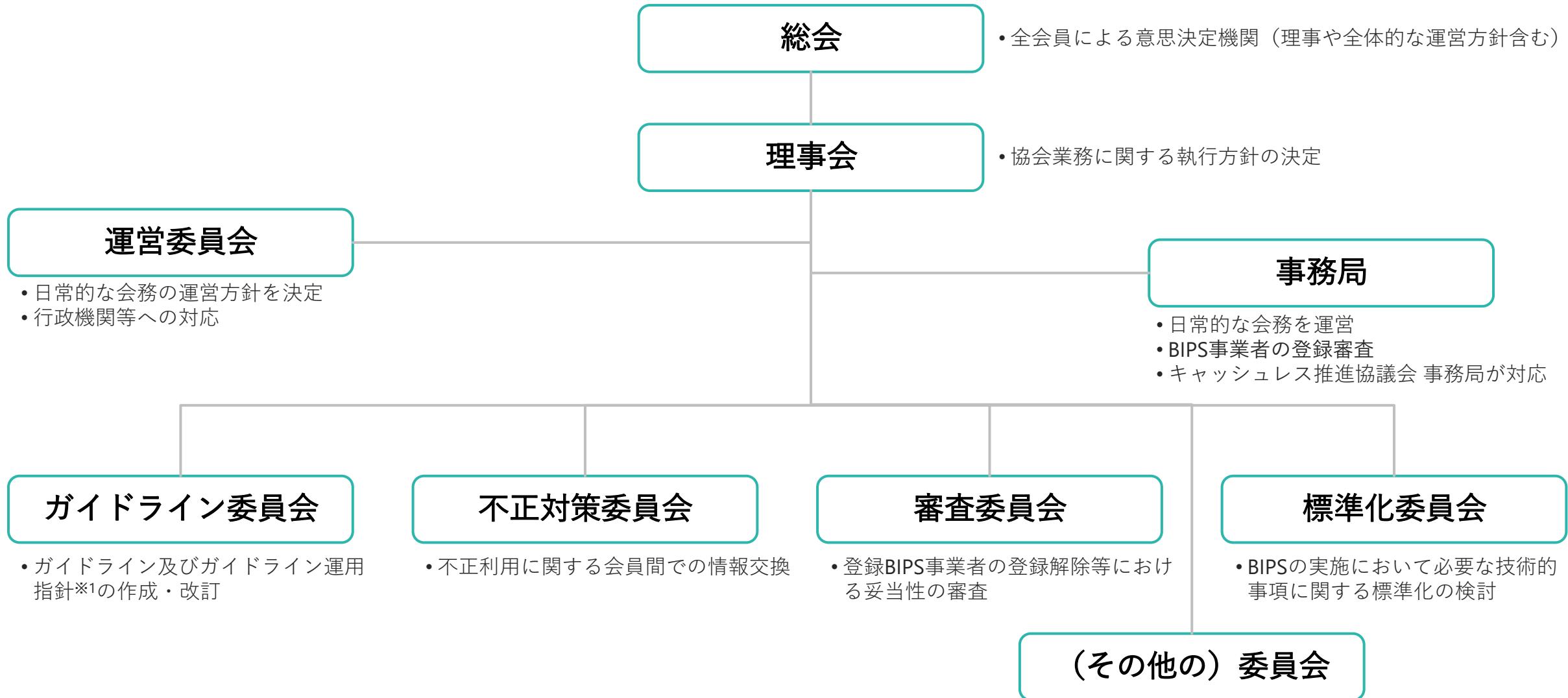
※³：支援事業者は当協会への参加を必要とするものではありません

※⁴：ご入会審査に基づく会員区分の決定が行われます。

上記の会員構成及び会費等は設立年度（2025年度）に適用される内容です。以後、協会の運営状況を踏まえ、必要に応じて改定を行います

協会の組織構成

本協会は任意団体として設立するものの、ガバナンス態勢については、一般社団法人と同等の態勢を構築します。



※ 1：ガイドライン運用指針は、ガイドライン本体の解釈について判断基準を提供するもの

各組織の役割

| 名称 | 開催頻度 | 活動概要 | 対象会員区分 |
|-----------|----------------------|--|---|
| 総会 | 1回／年 | <ul style="list-style-type: none">・ 賛助会員を除く全会員が1社1つの議決権行使できる・ 主な決議事項としては、役員の選定、B/S及びP/Lの承認、ガイドラインの改正内容に関する承認、定款の改正内容に関する承認が挙げられる | <ul style="list-style-type: none">・ 賛助会員、特別会員を除く全会員（正会員） |
| 理事会 | 2回／年 | <ul style="list-style-type: none">・ 総会により選任された理事により、理事会を実施する・ 理事会では主に、当協会の運営状況確認、総会の開催決議、財務状況の確認、内部規程変更の決議、当協会の運営方針の承認を行う | <ul style="list-style-type: none">・ BIPS会員・ 支援事業者会員・ 決済事業者会員・ 国際ブランド会員・ 事務局 |
| 運営委員会 | 4回／年 (臨時開催あり) | <ul style="list-style-type: none">・ 当協会の運営及び活動内容について、基本的な方針を定める・ 当局の対応等、現場レベルでの渉外は運営委員会が対応する | <ul style="list-style-type: none">・ BIPS会員・ 決済事業者会員 |
| ガイドライン委員会 | 基本1回／年 (設立当初は複数回) | <ul style="list-style-type: none">・ 基本的な活動は、年1回のガイドライン等の改定に関する必要性の確認・ なお、改定が必要と認められた場合は、改定内容の策定を行う・ また、設立当初は細則の策定も行う | <ul style="list-style-type: none">・ BIPS会員・ 支援事業者会員・ 決済事業者会員・ 国際ブランド会員 |
| 不正対策委員会 | 6回／年 | <ul style="list-style-type: none">・ 隔月でセキュリティ担当者が集まり、昨今の不正に関する情報交換を行う・ 基本的に参加社は全社発言するものとし、情報提供の公平性を保つ・ 将来的に、不正情報を共有する仕組みの構築も検討する | <ul style="list-style-type: none">・ BIPS会員・ 決済事業者会員・ 国際ブランド会員 |
| 標準化委員会 | 不定期 (案件ベース) | <ul style="list-style-type: none">・ 技術的事項における標準化に関する検討・ 標準化に向け検討する事項は、正会員による提案による・ 協会として定める技術標準は、理事会による決議を要する | <ul style="list-style-type: none">・ BIPS会員・ 支援事業者会員・ 決済事業者会員・ 国際ブランド会員 |
| 審査委員会 | 不定期 | <ul style="list-style-type: none">・ 登録BIPS事業者の登録解除について、事務局からの提案を基に妥当性を審査する | <ul style="list-style-type: none">・ BIPS会員・ 決済事業者会員 |

※参加いただく委員会は各会員の希望を基に理事会にて決定します。

その他、協会としての活動

| 名称 | 実施頻度 | 活動概要 |
|---------|------|--|
| 統計作成 | 4回／年 | <ul style="list-style-type: none">四半期に一度、「月間取扱金額」「月間取扱件数」「月末時点バイヤー契約数」等に関する実数値を集約し、協会全体の総数として公表する活動の特性上、事務局にて実施予定 |
| 普及・啓発活動 | 不定期 | <ul style="list-style-type: none">主に利用者（バイヤー等）向けに、請求書カード払いに関する正確な情報を提供する請求書カード払いのメリットを伝え、利用促進をはかる |

各委員会の初期活動について

各委員会において初期に議論いただきたい事項は、以下のとおりです。

運営委員会

- ・協会の基本的な運営方針、方法を定めていただきます
- ・現状、下記について議論することを想定しておりますが、その限りではありません
 - ✓ ガイドライン等の改訂方法
 - ✓ 会員からの提案、意見集約の方法
 - ✓ 事務局初期案である申請方法の見直しの必要性
 - ✓ 会員の拡大方針

ガイドライン委員会

- ・ガイドライン細則について、定めていただきます
- ・現状、下記について細則を議論する必要があると認識しますが、その限りではありません（定めないという選択肢も含む）
 - ✓ 登録時の申請内容（G/L 第5条第1項関連）
 - ✓ 誇大広告の例示（G/L 第9条関連）
 - ✓ バイヤーの調査方法（G/L 第12条第3項関連）
 - ✓ 禁止行為（G/L 第17条第2項関連）
 - ✓ 不正情報の共有（G/L 第24条第3項関連）
 - ✓ 登録機関への情報提供（G/L 第24条第4項関連）
 - ✓ 請求書とみなされる証憑（G/L 第2条第9項関連）
 - ✓ 分割、リボ等の禁止（G/L 第19条関連）

不正対策委員会

- ・BIPSの不正利用に関する情報共有を予定しておりますが、まずは、情報共有の方法についてご議論いただきたく存じます
 - ✓ 情報提供、受領時のルール
 - ✓ 情報提供者の選定方法
 - ✓ モニタリングルールの基準、最低限

標準化委員会

- ・BIPSをより円滑に運営していくために必要な技術的標準化を検討します
- ・現状、下記について議論することを想定しておりますが、その限りではありません
 - ✓ オーソリ時におけるBIPS取引の識別方法

BIPS事業者における対応事項

BIPS事業者は、ガイドラインの遵守はもとより、安全・安心な請求書カード払いの提供、社会における請求書カード払いの受容、認知の向上を目的に、本協会の活動にご協力をいただきます。

登録申請

BIPS事業者は、本協会への入会登録時に必要な情報を協会に提供いただきます。
また、提供された情報について変更がある際は、登録内容の変更申請を行っていただきます。

ガイドライン適合 チェックリスト

ガイドラインの各条項の内容と、自社の規約等における対応状況を示したチェックリストをご提出いただきます。
事務局にてチェックリストの内容を確認します。

情報提供

四半期に一度、「月間取扱金額」「月間取扱件数」「月末時点バイヤー契約数」等の実数値をご提供いただきます。
事務局にて、会員全社の情報をマージし、総数についてWebサイト等において公表いたします。
個社の情報については、いかなる理由があっても事務局からは開示いたしません。

委員会活動

BIPS事業者は、積極的な委員会活動への参加をお願い致します。

決済事業者における対応事項

決済事業者は、安全・安心なカード利用を実現するため、適切なガイドラインの執行に向けたご協力を
お願ひいたします。

未登録BIPS事業者 への対応 (アクワイアラ向け)

ガイドラインの適用に向け、決済事業者（アクワイアラ）においては、未登録BIPS事業者に対する登録の指導、
契約解除等のご対応をお願いいたします（ガイドライン第25条）。

返金対応等による 利用者保護 (イシュア向け)

万一、BIPS事業者による債務支払が行われなかった場合等は、バイヤーの要請に応じ、債務不履行分の返金を
お願ひいたします（ガイドライン第27条）。

協会内での意見交換

BIPSは、BIPS事業者、決済事業者の連携により成立します。
適切なBIPSの提供に向け、協会内での意見交換等へのご参加をお願いします。

委員会活動

BIPS事業者は、積極的な委員会活動への参加をお願い致します。

